約款 新旧対照表

『ドメインサービス約款』

リトメインサービスポリポペ』 ※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更			
該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第15条(資格)	第15条(資格) 1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。	第15条(資格) 1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。 i. 汎用JPドメイン:「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者 ii. 属性型JPドメイン:「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の要件を満たす者	・属性型JPドメイン名の登録資格を変更します。
附則 第1条(適用開始)	附 則 第1条(適用開始) この約款は、平成25年7月17日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26 年4月1日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成 <mark>26年4月1日</mark> から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成 <mark>26年8月6日</mark> より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。